

小国町議会訓令第1号

小国町議会有料広告掲載の取扱いに関する規程を次のように定める。

令和6年9月18日

小国町議会議長 安部 春美

小国町議会有料広告掲載の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小国町議会(以下「議会」という。)が募集する有料の広告枠に広告を掲載する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 議会が広告の掲載を募集するもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小国町議会だより
- (2) その他議長が認めるもの

(掲載の基準)

第3条 議長は、広告の掲載に係る議会の信頼性及び公平性を保つため、掲載の基準を別に定める。

(広告の規格等)

第4条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、小国町議会だより、議会のホームページ等により前条の規定により定めた事項を明示して行う。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、小国町議会有料広告掲載申込書(様式第1号)により、議長に申し込まなければならない。

(掲載の決定等)

第7条 議長は、広告の掲載の申込みがあったときは、掲載の申込みに係る広告の内容

(以下「掲載内容」という。)を第3条の規定により定めた基準に基づき、広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 議長は、掲載内容に疑義があるときは、小国町議会委員会条例（昭和62年小国町条例第23号）第2条に規定する広聴広報常任委員会に意見を求めることができる。
- 3 議長は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、小国町議会広告掲載決定通知書（様式第2号）又は小国町議会広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（掲載の優先順位）

第8条 前条第1項の規定により広告の掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者（以下「広告主」という。）として決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの 第1位
 - (2) 本町内に事業所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。） 第2位
 - (3) 前2号のいずれにも該当しないもの 第3位
- 2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、先着順とする。

（掲載料の納付）

第9条 広告主は、議長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告主の責任等）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第11条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 議長が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。
- (2) 議長が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他議長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。